

第6回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成29年1月31日(火)
午前9時30分～11時30分
場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・部会員 14人(氏名下の波線は、署名委員を表す。)

横野昭(部会長)、上野蛭、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満
成田光雄、松尾茂、尾上一彦、村石篤、南俊正、鋪田博紀、高田重信

・事務局 4人

後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

・傍聴人 4人

議員3人、一般1人

・報道関係 18人

協議事項

- 1 前回(第5回)で提案した「新・運用指針【素案】」に対する意見と対応
- 2 「あり方検討会への報告」(案)に対する意見と対応
- 3 1、2に係る修正意見等を反映させ、午後4時に、部会長から、「あり方検討会」の正・副座長への報告書提出することについて、了承。

議事録

発言の一部を整理して掲載しています…富山市議会事務局

横野部会長： おはようございます。ただいまから、政務活動費・運用指針策定作業部会を開会いたします。南俊正委員から、今日は、少し遅れると連絡がありましたので、よろしくお願いします。

まず部会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、〇〇君の傍聴を許可することに決定いたしました。

本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。ここで報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な部会の妨げになりますので、節度を持った取材をお願いいたします。あり方検討会でも申し上げましたが、委員の後ろにまわって撮影をするようなことはお控えをいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事録の署名委員に松尾委員、高田委員を指名いたします。

これより協議に入ります。本日の進め方としては、前回、提案した「運用指針【素案】にいただいた意見と対応」について協議の後、「あり方検討会への報告（案）」についての協議の順に進めたいと思います。そして、それらについて、修正も含めながら了承いただければ、本日中に、あり方検討会の正・副座長に対し、部会としての報告を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： まず、始めに、前回お配りした「運用指針の素案」について、前回1月23日の第5回部会でいただいた意見、その後、1月25日までに部会長、事務局にご意見いただきました。それらの内容と対応案をとりまとめましたので、お手元に配付の「素案に対する意見および対応案」について、協議を進めたいと思います。資料について、順に、事務局から説明させます。

後藤次長： 第5回作業部会の1月23日で出された意見です。

一つ目は、素案の21ページの調査研究費の（3）参加人数の項について、「適切な参加人数を設定するとの表現があいまいであり、明確に記載するべきではないか」との、ご発言がございました。これに対しましては、視察内容は多様であり、内容によっては議員個々の視察も有用な場合もある、との意見も踏まえ、次のとおり改めました。「安易に多数で参加することなく、視察目的が達成でき、かつ経費の節減の観点も重視しながら、視察内容に応じて、最も効果的な参加人数を設定する」という記述ではいかがか、ということでございます。

二つ目は27ページの広報広聴費（4）その他、留意事項について、市政報告資料の印刷代は、「適切な価格となるような印刷方法とするべき」ことを記載すべきとの、ご意見がございました。次の記載を加えて、「市政報告資料 広報誌等の印刷については、経済的で適正な価格となるよう、印刷物の内容、印刷数等に応じ、印刷、コピー等の方法を使い分けること」という表現でいかがかということでございます。

三つ目は40ページの、記載されている備品の耐用年数に係る省令・別表について、「記載物品と実際の会派所有の物品との対応関係が不明確であり、事務マニュアルとして使いやすいよう、実際に所有している物品名と対応が明確になるよう記載することが必要」ではなかろうかのご意見がございました。これについては、富山税務署なり、市の固定資産税の償却資産係等の現場の方へ対応をお聞きしますと、この省令に見合う現代の物品の対応表は作成していないということございました。実務上は各会社の皆さんが、それぞれの省令に従って、それぞれの物品の償却年数を決めていらっしゃるという取扱いだと聞いております。ただ、この制度、この運用を始めるにあたりまして、各会派が、ばらばらであっては困りますので、スタート時におけますリストとして、この後、4月の指針の運用開始までの間に、皆さんから物品リストをいただきまして、この省令に対応するような標準的な適用関係表を事務局で作成するものとするという対応でいかがかというふうに考えております。

四つ目は41ページの、政務活動費の1/2按分して備品を購入した場合の市への精算額の考え方について、明確にしてほしいということございました。これにつきましては、全額充当であったとしても、1/2充当であったとしても、公費が投入されているということには変わりございませんので、基本的には、耐用年数経過以前の精算方法は、全額充当の場合と同様とするということで、既に素案に記載のとおりで対応というふうに考えております。また、会派が消滅する等の場合ですが、残存価格相当額を精算した後の物品については、使用していた者には譲渡せず、廃棄処分するものとするという考え方でどうか、というふうに考えております。全額私費で取得した物品の取扱いについては、政務活動で使用していた場合ですが、所有・管理とも、議員個人の責任でございますが、それが使用中か否かに関わらず、在職中、議員活動中に、情報がこのパソコンの中に入っているということから、その情報管理については、適切に管理する必要があるのではないか、というふうな考えでおります。

1ページ目については、以上の対応でいかがかと考えております。

横野部会長： ただ今、事務局から説明がありましたが、内容についてどうでしょうか。何かここを少し変えた方がいいとか、そういったご意見がありましたら。

大島委員： 21ページの対応案でいくと「多数」で、素案のほうは「大人数」となっています。どちらを採用しますか。

後藤次長： 「多数」の方が適切かと思えます。

横野部会長： 他に、ご意見はございませんか。なければ、こういう形にさせていただいて、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： 2ページ目を開いてください。25日までに出示された意見についてであります。これについて、私の方から説明いたします。

議会開会前の議案説明会での説明内容、議会開催中の質疑等の内容について、議会開催中に専門的な調査研究の結果が必要な場合、第三者機関の事前審査を待っている、時期を失することになる。そこで、10ページの事前審査の例外手続きに該当させることができないかという質問がありました。

これについては、おっしゃるとおり、議会の提案理由の中に、やはり現地を見たいとか、調査の必要がある、という判断があった場合については、10ページに掲載の手続きによって、調査することは止むを得ないというふうに思っています。あらかじめ、そのあたり、充分調査していただいて、最後、準備不足が原因で、遅れて期限の切迫ということにはならないと思いますので、そのあたりは、充分注意していただいて、事後審査の結果によっては、逆に言えば、政務活動費が全額支出されない場合がある、ということを確認いただければ、止むを得ないと思います。そういうふうに取り扱いたいと思っております。

次に46ページに掲載のクレジットカードについては、利用が一般化していることや、議員活動における利便性、経済性等の観点からも有利な場合があり、利用できるようにできないか、という問合せがありました。これについては、確かに議員活動における機動性、効率性、利便性、経済性等を踏まえ、一定のルールの下で利用できるものとし、次のとおり修正案として変えたいと思っております。「ポイントカードやクレジットカードを利用した場合の政務活動費の支出については、実際に現金で支出した額とする。また、クレジットカードを利用した場合の政務活動費の充当時期は、利用店におけるカード決済時ではなく、口座から現金が引き落とされた日以降で、各年度の3月末日まで引落とし明細書等により確認できたときとするため、カードの利用時期は12月末までの利用分とする。」ことで、どうかと考えています。というのは、結果的に決済が2ヶ月遅れますので、例えば、2月に物を買った場合に、決済は4月、5月になります。となると、年度を越えてしまいますので、逆に言うと、3月までには支出証明（履行の確認）にならないと、議員の任期は4年だからどうだろうかという意見もあるんです。

例えば、繰り越したものは次年度の政務活動費という考え方もありますが、逆に言えば、4月23日をもって議員の任期が切れる、ということが、4年ごとにそういう問題が起きます。年度で精算するには、例えば、12月まで使っていたら、2ヵ月後の決済で2月に引き落としになるわけですから、それを基に、ひとつのルールを作らないと決済ができないんじゃないかと思いますが、このあたり、どうでしょうか。クレジットカードについては、そういう使い方が無難かなと思うんですが、皆様のご意見をお伺いします。

村石委員： 最初の段落は、カードを使うときに、ポイントとかを使って決済した場合のことが、前段の段落で言っていると解釈していいわけですね。

それと、クレジットカードを使うということは賛成です。大津市議会では、クレジットカードを使っています。例えば、パソコンをレンタルして使う場合、契約さえしておけば、クレジットカードのほうで毎月引かれるということになってきますので、決して悪いことでは無いと思います。ただ、カードの利用時期が12月末までということになると、結局、政務活動費として活動していても、その後支出されない、政務活動費としてもらえないという

課題が出てくるんですけど、そこはどう整理すればよろしいでしょうか。

横野部会長： 完全後払い制を採用したときに、逆に確実に証明できる段階を以って決済とすることが必要になります。皆さんは、後払い、後払いと主張されますので、そうなった場合にクレジットカードで引き落としの予定だったけど、万が一、口座に金が無くて引落としにならなかった場合、未決済になりますよね。支払いが完了していないわけですよ。そういうことも踏まえると、逆に言えば、2ヶ月前、3ヶ月前にクレジットカードを止めておかないと、その年度で決済ができない場合が出てくるんじゃないかということが、ちょっと、そのあたりが、カードで口座から落とす前に、もうカードで買いましたという証明書は一応もらうんだけど、それが万が一、口座から落ちなかった場合に、逆に、完全な決済になっていないものに対して支払いしたことになりますので。決済が下りたこと（口座からの現金引き落とし）を確認した上で、後払いで支払いするというのが原則に置くとすると、どうしても、そういったことを考えないとだめでないかということです。考え過ぎでしょうか。

村石委員： これは、あくまで実務的なことですけど、例えば、12月までの分はクレジットカードを使う、1月2月の分はクレジットカードではなくて、他の方法で支出をするという、事務的な手間ができるというのが、実情になるのではないかと思います。

横野部会長： 完全後払いということになれば、逆に確実に証明できたものという主旨に捉えるとする考え方で、どうでしょうか。

江西委員： 今、完全後払い制になる前から、そこまで決める必要があるのかと思います。これは、3月までの引落とし明細書をもってするというものですから、遡って12月末までとなると、相当の安全性を取っていると思うんですが。通常、翌月ぐらいにカード決済が入ってくるカードが普通だと思うんですが、そうすると3月のときに、この規約を忘れていて、1月2月に使っているけど、3月の明細に入っているから、それが滑り込んでしまう場合だとか、カード明細の中で12月末になっている問題とか、実際に明細をもって証明するわけですよ。となると、その中にそういったものが紛れ込んでくるかもしれないんじゃないかと、大変あやふやな規定じゃないかと思うんですが。

村石委員： だから、決め決めに、12月末までの利用とするのではなくて、あくまで会派が管理するクレジットカードの口座に、しっかり引き落とされたという証明をもって、とすればいいと思います。天津市議会では、そうなんです。クレジットカードの通帳をインターネットで公開するんですよ。だから、その項目が、何月何日に引落としされたかというのは、市民も分かる、ということすれば、12月末までの分と決める必要は無いと思います。

横野部会長： ということは、村石委員の考え方は、会派のクレジットカードということですか。

村石委員： もちろん、会派のクレジットカードです。

横野部会長： 会派ですね。要するに、私は議員個人のクレジットカードもあるものだから。そうなれば、会派のクレジットカードという限定をすれば、会派でクレジットカードを作りましょうということになりますよね。

村石委員： 会派でいいと思います。

横野部会長： そのあたり、考え方が、そのあたりまで決め決めていかないとならないのか、私は個人のクレジットカードという捉え方をしたものだから。会派がクレジットカードを持つことは可能なんですか。

村石委員： 大津市議会は持っています。

後藤次長： いわゆる、クレジット会社が信用して、会派という存在に対して発行してもらえるとということですか。

村石委員： だと思います。

吉田委員： 会派は法人じゃないから、できないんじゃないですか。任意団体ですから。

後藤次長： 会派の代表者の名前ではどうですか。個人の信用力というか。

村石委員： 会派の代表の名前です。

横野部会長： それは、研究課題にさせてください。まあ、技術論なので。結果的には、その政務活動費の支払いを完全後払い制という形と、必ず支払ったという証明をどの段階で判断するかという問題なので、一応、こういったことを言ったので、このあたりは、もし、会派でクレジットカードを使って、それが有効に使えるものであれば、おっしゃるように会派としての決済になります。ただし、3月31日までに、決済が出ないと、全くもってだめだということです。そのときは、逆に言えば、使えないということ、返さなければならぬということ、有り得ることだけをご理解いただければと。出納整理期間はありませんので。一応、そういう認識でよろしいですか。

大島委員： 私は、1人会派で、会派の通帳を作ったんですが、年が明けて、現金の直接の支払いができないということで、個人の通帳をまた作ることにになりました。今、クレジットカードをされるということであれば、会派のクレジットカードができれば、それが原則であると思うんですが、それができなくて議員個人のクレジットカードということになれば、それ専用の通帳とクレジットカードしか認めないというふうにしないと、その個人が今まで使ってきたいろんなJCBだとか、カード決済で電気屋さんのカードだとか、そういうものが全部、使われるというのは良くないと思います。決済専用と明確に分かるような通帳とそれに付いたクレジットカード1枚というふうな限定にされた方がいいんじゃないでしょうか。

横野部会長： 限定的な通帳とクレジットカードという意味ですかね。

大島委員：　ただし、会派のクレジットカードの方が望ましいと思います。

横野部会長：　今、現在、何を言いたいかといいますと、例えば、自分達の口座を通して、電話料金を払っていて、それを政務活動費で1/4だけ払っていますけど、その領収書は、結局クレジットカードの決済のなったものを添付して、その金額に〇を付けて、その金額の1/4が、逆に言えば今現在ですよ、今度から電話関係は無くなりましたけど。今現在は、コピーを取って、その所に〇を付けて、これに対する1/4が該当ですとあって、現在は政務活動費から充てていますよね。クレジットカードを限定するとなると、そのあたり、話し合いとすれば、ひとつの課題として、クレジットカードを使う場合の検討課題は必要ですね。最終的に、どういう形にするか、クレジットカードの決済を認める場合。

鋪田委員：　まず、クレジットカードが相応しくないという、適切じゃないという、限定的に認めるとすれば、もともと、カード利用というのは不適切だという問題があるというところを整理していかないと。ひとつ考えられるのは、ポイントとか貯まったものを、自分で使ってしまおうとか、ということはあると思うんですが。そういったことを整理していかないと、そもそも会派限定のクレジットカードは良くて、個人でもポイントとか付かないという形ができるかもしれないし、そこをちょっと整理する必要があるという気はするんですね。カードだとまるっきりだめだという話になっていますけど、きちっと引落とささえされれば、むしろ振込と同等の正確な入出金の出納ということになりますので、そこはちょっと整理する必要があるのかなと。

先ほど、江西委員が言われたとおり、12月までの期限を決めてしまうと、3月の実際の引落としがされた明細分、空白のところにあいまいさが生まれて、認められたり認められなかったり判断に困ることが出てくるので、もしやるとすれば、12月とかではなくて、3月までの引落としが確認できたものまで、年度末の最後の明細でもって確認すればいいのではと。それを含めて検討していけばどうでしょうか。

村石委員：　今の鋪田委員の関連で言いますと、社民党会派では、基本的にはクレジットカードでの決済はしないということを決めています。クレジットカードでやっていたんですけど、全て切り替えて、請求書という形でやっています。

一番大きな問題なのはポイントですよ。政務活動費は市の税金ですよ。市民の皆様の税金を使ってポイントが貯まって、そのポイントを自分が何か買うときに使うということはあってはならないということで、基本的には、社民党会派ではクレジットカードは使わないということなので、先ほど大島委員の言われたように、会派として政務活動専用のクレジットカードができれば、それを使ってやると。大津市議会では、会派で5台のパソコンを毎月リースしてもらっているから、5台分として引き落とされる、その通帳を市民が見られるようになっています。そういう運用をしていけばいいのではないかと思います。

横野部会長：　そのクレジットカードは、ポイントが付かないカードなんですか。

村石委員：　それは、分かりません。

尾上委員： 会派のために使うのであれば、ポイントを使ってもいいような気はするよね。仮に、付いてもね。

横野部会長： 会派のクレジットカードが認められるかどうかは、ちょっとまだ、調査しないと。

江西委員： 今、ポイントを使ってしまうという話だと思うんですが。私らは日頃、飛行機でもJRでも、カードで予約すれば料金が安いですしね。料金も安いというえに、スケジュールも早く終わって切り替える場合も、そういったものを使っていないと、なかなか予約の変更なんかも難しかったりするものですから、通常、手段として使われているものが、逆に議員だから使えなくなるというのは、ちょっとどうなのかなと思うところがあります。

横野部会長： ひとつの課題ですね。どう整理しましょうか。

金井委員： 維新の事務所なんですが、新聞は全紙とっています。集金に来られる人は、振込にしていただけませんかと毎月聞かれるんですけど、毎月、領収書がほしいので、面倒だけど集金してほしいと、やはりきっちりすべきところは、きっちりとするというのが、この会の目的でもありますから、あやふやなものは、存在するという事はなるべく避けた方がいいと思います。使うのであれば、12月末までの使用という、部会長が言われたことが正論だと思います。そういうふうにやっていくというのも、議員のひとつの仕事なのだと理解したほうがいいと思います。

横野部会長： 他に、どうでしょうか。

松尾委員： いろいろ面倒なこともあるのかもしれないですけど、とにかく分かり易い方法で、あいまいさだけはないようにするべきだと思います。会派としてのクレジットカードができるのであれば、それは問題ないのかなと思ったりはしたんですけど、あいまいさが残るのであれば、現金で、と言った方がいいのかなと、ちょっと思いました。

鋪田委員： カードの関係で、県外へ高速を使って視察に行ったケースで、ETCカードを使用することで公金を安くすることができると、そこをちょっと研究をしておかないと、安易に、この場で結論は出さなくてもいいんじゃないですか。そういったものをきちっとクリアすれば、指針も改定していけばいいことなので、ここで無理に100点のものを出そうとすると、後でまた。

尾上委員： 私も鋪田委員の言われることに賛成です。やはり、コスト削減ということを考えると、クレジットカードの使用というのはこれからも有効だと思いますので、今ここで結論出さずに、これからも研究して政務活動費を使う条件として本当にマッチするものを、見出していけばいいんじゃないかというように思います。

横野部会長： 今の皆様のご意見を参考にすると、クレジットカードの使い方については、非常にあいまいな点もあるんだけど、言われるように費用を安くあげ

るための必要性はあるというところの両面性ですね。結果的に、あいまいさがあることについて、政務活動費についていろいろクレームが付いた、あるいは間違っただけをしてきたことを踏まえ、やはりすっきりはっきりしていくべきことであるなど思っているんです。そういったことで、クレジットカードの問題については、もう少し検討させてもらうということで、今日はちょっと結論は。

尾上委員： 例えば、会派のクレジットカードを作るにしても、特殊なやつなら年会費無料というのがあるかもしれません。年会費とかどうするのかというような問題も、中には出てくると思うんですよ。ですから、もうちょっと研究をしていくべきだと思います。

横野部会長： 会派のクレジットカードの問題も含めて、議員個人、例えば1人会派だったらひとりという話になりますから、そのあたり、通帳の整理とクレジットカードの整理について、もうちょっと時間をいただいて、今回はこのことについては、一応は、利用を認めるという形を取っていかないといけないですかね、形の上では。それとも認めないほうですか、そのあたり、どうですか。今日の段階で、あり方検討会でクレジットカードの検討をお願いしますと出します。そのあたり、皆様のご意見は。一応、文ではこういう表現をしたんですが、12月というのはなかなかという話もありますけど、実際はすっきりはっきりしているときは、その時期的なものを含めて、決め決めなことを言っていないと、決まらないと思うんですよ、裏返し。皆さんが言っていることは、あいまいなところがあるんだけど、決め決めだと言われたら、どれを取っていいか、分からなくなっちゃうので。確実に止めるか、確実に認めて認めた中にこれとこれはだめだというふうにしていかないと、決まっていけないんじゃないかという気はするんです。だから、クレジットカードのことについては、ちょっと勉強不足がありますから、今ここで即座に結論は出せませんが。

後藤次長： まだ、4月運用まで時間がありますので、研究させていただいて、素案の記載部分については、元の文章のままにしておくか、空欄にしておくか、今のそういう案にしておくか、どうでしょうか。

横野部会長： 取り敢えず今のところ、クレジットカードについては空欄にしましょう。結果的には、4月までの間、あり方検討会でも検討させていただいて、最終的に運用を始める4月以降までに結論を出す、という方針でよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： それで、よろしくお願いします。もう1点、質問があったのが、実を言うと、コンビニなどでのコピー代みたいな少額のことを、ひとつひとつ書かなきゃいけないんじゃないかと、要するに政務活動費で支払う場合は、コンビニでコピーを何回かした場合、例えば3回か4回まとめて、それに対して何をコピーしたか書いていただいて、それで4回分まとめて政務活動費で請求していただいて、精算するという方式しかないのかなと。だから、コンビニで1回1回コピーしたからといって、1回1回書類を作って出すということ

を考えれば、本筋論としてはひとつ、ひとつなんだけども、そのあたり、どうでしょうか。コンビニ等については、コンビニでコピーすると、領収書を何枚も添付して、コピーの中身はもちろん添付しなければいけないし、逆にね。事前報告して、決済報告がありますから、そのあたり、どうでしょうか。

金井委員： たしか、帳面を書きますよね。

横野部会長： はい、帳面は書きます。

金井委員： 帳面は、1件ごとに書くので、帳面を提示すれば証拠になりますよね。

横野部会長： ただ、結果的には、10円コピー、10枚したら100円、100円振込むのに、手数料がかかったとか、逆に、100円の支払いに対してというようになるものですから、そういうのは寄せ集めてやらなければならないと、それは個人が負担すればいいのか、政務活動費を充てるべきなのか、細かく言う人はいろいろあるので、そのあたり、要するに、こういったことはまとめてということも案にあるんじゃないかなろうかということなんですよ。そのあたりは、どうでしょうか。そういう質問があったので、皆さんにお諮りしているんで。例えば、10枚とか、20枚とか。

松尾委員： 想定していなかったもので、それはその都度でしょうね。当然、その都度で、まとめるのはまずいと、政務活動費を執行するのであれば。

尾上委員： どうしても、会派の口座から、議員の口座へ振り込まなければならないのかは、既に振込みじゃないとだめだという話の中で始まっていると思うんですが。会派の口座から100円落として、議員の口座に100円入ってれば、別に振り込まなくても、いいのかなという気はするんですが。振込手数料を、わざわざ100円に払うという話もあって、そこがどうなのか。例えば、業者さんへ払うんだったら、当然のことながら振込だと思うんですが、会派口座から議員口座へどうしても振込にしなければならないのか、全く話のない中で、振込となっていると私は思うんですけど。

舎川委員： 振込にしても、ある程度、金額を決めて、金額はどこまで振込なのかという問題もありますけど、やはり同じ銀行でも振込手数料がかかったりとか、100円振込んでどうなのかという気はしますけど、一定の金額を決めて、どこまでが振込で、どこまでが現金払いか決めないと、動けなくなってしまうと思います。

村石委員： 振込手数料の関係で、会派の職員さんの話なんですけど、要するに同じ支店で、引き出すところの通帳と、入れるところの通帳を、ふたつ持って行ったら、手数料かからずに、動かしてくれる、何でこんな話をしたかという、インターネットのお金が議会事務局の方で、振込にしてくださいというのがあったんですね。それをやると、政務活動費で手数料を払って、議会事務局へインターネットのお金を入れなきゃいけないんですね。本当は、議会事務局の通帳を貸していただければ、それを持って行って、そこへ入れれば手数料はかからなくて済むというような話から、手数料については、そういうこ

とがあると聞いています。

舎川委員： エビデンス(証拠、証明)がしっかりしておれば、いいのではないかと。でも1万円以下とか、この間は10万円というのがありますけど、エビデンスさえしっかりしていれば問題ないと思います。

金井委員： 基本的に、1件1枚というのは、原則なので、この原則は守ったほうがいいと。100円のを請求される方は、請求されればいいし、それは会派の判断ですから、その定義というのは、ちょっと疑問があるんで、会派の問題であって、基本的には、1件1枚というのは大原則ですから、これは守るべきだと思います。

江西委員： そうしたら、よく分からなくなってきたのですが、うちには事務員がいないので分かりませんが、4月以降、会派の事務員に現金を一切、渡さないようにするという、コピー代まで議論するということは、そういう理解で皆さんの話が進んでいるという理解でよろしいんですね。

横野部会長： 結果的に言えば、コピー代とかコンビニで使う場合、結局、自分のお金を払って、領収書をもってきますよね。

江西委員： それであれば、結果的に、手元に現金を会派事務員が持っていれば、何でもできるわけじゃないですか。会派の事務員が何でもできる会派はできるし、会派の事務員がいないところではできないわけですね。

横野部会長： 手元现金を持つ、持たないということは、逆に言えば、本当は政務活動費の現金は持つことは有り得ないんですよ。政務活動費のお金を、現金でその場で持っているということは有り得ないです。

江西委員： 例えば、雑多な備品を買いに行くときも、持っていないという話ですね。それで、分かりました。すいません、そこがよく分かっていなかったもので。

横野部会長： 例えば、うちの会派は、自分達の報酬の中から、1万円ずつ出して「友の会」というのもっているんですが、そこで現金は持っています。例えば、政務活動費を充当するといった場合に、急に支払いしなければならない場合は、逆に領収書を取って、後から政務活動費の口座からおろすというのが主旨ですよ。自分達が出して集めたお金の中で、現金を持つことは可。そこは絶対に誤解を招かないようにすることです。

松尾委員： 立替えて、後で引き落とすという、それだけのことなので。

横野部会長： 結局、議員個人が立替払いして、そのお金を政務活動費からもらったときに、請求書、領収書を添付してというのが、今までのルールなんです。それを今度は、明確に書類を出して決裁をもらわないと、政務活動費からはおろせないというのは、今、作っているルールです。

松尾委員： コピーするという、このこと自体で何でこんな話になるのかと。

横野部会長： この話は、コンビニ等で少額の買い物をした場合の決済を、原則どおりの口座振替ではなく、現金でいきませんか、という裏返しもあるということです。だから、例外として、現金払いを認めるか、認めないかというのは、ひとつ政務活動費の中で、現金払いを小額だから認める、高額だから認めるといふ、そのあたりをどうするかというの、逆に言うと、支出上の問題で、ルール化しておかなければいけないのではないかというご意見があったので。

尾上委員： 例があったということですか。

大島委員： 7ページの確認をしたいのですが、議員個人は現金を扱えない、もらわないというのは大原則なので、10円だろうと何十万円であろうと、議員が立替えたものについては、会派の口座から議員の口座へ1回移ってから現金をもらうという、そういう大原則があるということ、もう一度確認してほしいんですよ。それを金額だとか、そういうことで、ちょっと混乱しているようなことなので、現金は、コピーに10円だろうが、会派から議員に10円を渡すことはできない、会派の口座から議員の口座へ10円が入って、その10円をおろすという、それを守らないといけないということで決めたと思うんですが。

江西委員： ということは、会派の事務員の方は、そういったものは一切扱わないということですね。そういった行為をしないということですか。

大島委員： 事務は職員の方がやっているんで、お金の流れのことです。議員が10円のコピー代を現金で立替えました、だけど、それを会派の口座から、10円を議員は出せない、それは必ず10円だろうが、10万円だろうが、議員の口座へ振り替えないといけない、そこ(議員口座)から10円をおろすという、その原則を今、作ったわけです。その職員が、それをお手伝いするかどうかは、その会派の人選だろうと。

江西委員： いろんな関係のコピー用紙だとか、いろんなものを100円ショップへ買いに行ったり、議員の誰かが買ってくるといったスタイルをしているんですが、事務員がいればそういったことをやっているのかなという思い込みをしていたわけですが、そういったことは、一切しないということなんですか。

尾上委員： それは、議員がお金を渡せばいいんでしょう。私のことをやるときには。

江西委員： 私のことではないです、共通的なことです。例えば、費用としての支払いをそれぞれの議員がやってきていますが、政務活動費を使えるものかという思いでおるわけですね。議員の精算に対する精算というのは、ダイレクトに関係してきますけども、そうではなくて、今、大きい会派では事務員がおられて、その方々が、事務の備品なんかを買物に行くという作業はないということですね。

鋪田委員： うちの会派で言えば、事務員が外へ出て買物に行くことはないです。業者さんに持ってきてもらったり、私が代表して買いに行ったり。

江西委員： 代行して鋪田委員が買いに行きました、鋪田委員が支払ったと、鋪田委員に精算されるときには振込まれるよ、ということは今、議論しているという認識でよろしいわけですか。

鋪田委員： まあ、例えばそういうことです。

江西委員： そういうことですね。会派の皆さんは、そういうことをちゃんと認識されるのか、今までのしきたりがそうになっているのであれば、何の疑問もなく、私がそういったことをしっかり知らないだけなんですけども。

横野部会長： 今、作業部会でそのルールを作っているの、そのルールに基づくと、先ほどおっしゃったように、10円たりとも、結果的には、振込が原則であるのはずっと作ってきた経緯だから。

現在の、今やっていることと、4月以降に、新しい議員になってやるべきことと、流れの違いはあります。

江西委員： ですから今の部会長の回答を聞くと、私の質問の主旨がやっぱり伝わっていないんだと思うわけです。要は、会派の事務員の方が買ってきたら、事務員の方の精算はどうするのか。

鋪田委員： 先ほども言いましたけども、会派の事務員は基本的に、外へ出たりとかはない、ただあるとすれば、何か郵送物を送るときに、市役所へ行ってそこで会派の通帳とハンコを持って行って、郵便局で82円とか買物をするということがあります。そのときは限定的かなと思います。

江西委員： 私の質問の主旨が、皆さんに分かっていただけないのは、ちょっと。吉田委員も分からないですか。私の質問していることが。

吉田委員： ちょっと技術的な問題なんですね。けども、10円、100円、200円の領収書1枚ごとに全部、事前審査しなければいけないと、考えてみれば非現実的ですよ。

松尾委員： 振込みしなければならないではなくて、立替えて、そのお金が会派の口座から個人の口座へ。

吉田委員： 1件ごとはないということ、それは極めて使い勝手が悪い。中身が明らかになっていけば、まとめて、領収書はもちろん1枚ずつですよ。

横野部会長： その使い勝手のいい、悪いというより、逆にそういったことのないようにしましよとしてきた経緯があるから、敢えてこの話をしているんで。不都合が生じたり、これはやはり不自然だということであれば、その段階で直せばいいと思うんですが。

江西委員： 大きい会派で必要なものを、たまたま外へ誰か出かけている議員に、ついでに買ってきてということで買ってきた場合も、そういう精算が全部入るということですね。

村石委員： 政務活動費は基本的には、会派と議員が責任を持って、使わなければいけない。ですから、会派の職員が使う立替も、基本的にはないようにしなければならない。会派の職員が立替えるということは、基本的にはないようにするというのが大事です。会派と議員が責任を持って、一旦、立替えて、立替えたものを後で支給されているのが、現状なんです。

支出伝票は、作るときには合計額があって、いろんなものが付加される、会場代とか、印刷代とか、お茶代とか、そういうものが付加されて支出伝票には合計額が出てくる、だけど、実際には、積算根拠の中には細かいものが出てくる。細かいものの根拠は、領収書が添付される。そういうことがあるから、例えばコピーで10枚あった、20枚あった、同じ事業の支出伝票の中に入るのであれば、まとめることもできるんです。だから、まとめたものを支出するというのも可能ではないかと思うんです。言っている意味は、分かりますか。

大島委員： 11ページのフローチャートを、もう一度確認をしていただきたいのですが、政務活動費を使う場合に、第三者機関に事前審査を受けなければいけないと決められたんですよね。そうしたら、コピー1枚10円だろうと、本当に政務活動費に使うんだったら、事前審査を受けなければいけないというのが、大原則です。

では、そうやりますかということです。だから、こういう事業に使うから、何十枚、何百枚もコピーや印刷が必要であるをお願いをして、OKでしょうということで、お金が立替払いが入るということで、10円というのは極端な話ですけども、本当に政務活動費で使おうとすれば、その事業の提案をして、10円のコピーが必要です、第三者機関に認めてくださいという話に原則はしないといけないのですよ。そんなことは、現実的にはないでしょう、という話じゃないですか。

そういう小さなことで、全体を間違った方向へ導いてもらったら困るということです。

横野部会長： 逆にね。ルールはルールなんです。

大島委員： ルールはルールでいかないといけないので、10円や100円ぐらいのコピー代だったら、自腹を切りましょうで当然じゃないですか。それで済ますという話です。

江西委員： 最後まで納得できないですね。会派の事務員の方の直接の経費、これは政務活動費から直接払われるわけですかね。誰も立替えるわけではないですね。

大島委員： それは、7ページに書いてありますが、直接、会派からの口座振込は全く問題ありません。例えば、江西委員さんの言われた、事務員さんに買ってきとついでにお願いされたときも、現金支払いせずに、つけておいてくださいということであれば、最後にその業者さんへ会派から振込まれば、それでいいと考えるんですが。

江西委員： そういうことですね。現金支払いがあった場合は、必ず誰かが立替えなければならないということですよ。分かりました。それで理解しました。

大島委員： それが、今までの不正の温床だったということなので、現金は使わないことを確認したということで、よろしいのではないですか。いかがでしょうか。

横野部会長： よろしいですか。
では、次に3ページ目を見てください。これについて、事務局の方から説明してください。

後藤次長： これは、事務局で記載内容の追加を行った事項です。編集している段階で、言葉足らずだったり、もう既に決められていることを記載漏れしたということだったりした部分について、修正するものでございます。

29ページの会議費の内容について、会派が開催する会議と団体等が開催する会議に参加する経費ということでしたが、この部会において、「団体等が開催する意見交換会、会議に参加する経費」については認めないことにしたところですが、この記述が残っていましたので、これを削除するものです。30ページにつきましても、同様でして、団体等の開催するものについて削除するものでございます。

39ページの備品の所有および管理についてであります。備品の所有権は会派に属します。備品の設置および保管場所は会派控室とします。貸出しについては、厳格に管理するということを踏まえる点で、タブレット端末の保管場所については削除した上で、「パソコン等の事務機器の貸し出しは、ひとり1台を限度とするが、タブレット端末については、パソコンと併用可とする。」、つまり、パソコンとタブレット端末が2台貸し出されることもあります、ということを実行規定どおり明記したものでございます。

40ページの価格の適正化についても、「タブレット端末の導入費については、経費の1/2とする」という実行規定を挿入するものであります。以上でございます。

横野部会長： 今の説明で、何かありますか。なければ、続きまして、次の協議事項に入ります。これまで部会で確認してきた事項のほか、少数意見などまとめて、あり方検討会の方の報告案について、協議したいと思います。報告案とともに、資料としてA3の文書も見ただけですか。案として提出するとき、皆様のご意見を付するというを前提にしておりましたので、そのことについて変更等、あるいは内容についてちょっと協議したいと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、「市政報告会としての開催条件及び充当可能な費用、証拠書類について」を見てください。この中に、市政報告会として認める条件として、各会派から、こういう意見がありましたということを添付して、提出しようと思っております。支出基準及び証拠書類の意見として、賛否両論がありましたので、それを併記してご意見として添付したいと思ひます。

次のページにいきまして、視察のところで、日当の支給の賛否の意見と、ガソリン代は富山市外の利用分も認めるとすべき意見も、複数あったと申し添えて出したいと思ひます。海外視察旅費の支出も賛否の状況で、賛成7名、反対4名と検討として載せたいと思ひます。よろしいですか。

大島委員： 海外視察について、私も反対しておりましたので、訂正してください。

吉田委員： 市政報告会に国会議員、県議会議員の参加も認めるのは、新風だけになっていますが、共産党も認めると言っていました。

上野委員： 海外視察ですが、会派・光は反対です。

後藤次長： 手を挙げられた時たぶん、このときに明確な賛否を示されなかった方について、合計しますと11名ですから、そこを読み取れなかった分について、この数字になっております。今のご発言をもとにしますと、賛成7名、反対6名で合計13名になります。

吉田委員： ガソリン代についての件で、市外を認めるのと、市内も認めるのと両方あるんですよ。

横野部会長： 意見はあったけど、どちらかというところ、市内は認めないという方向が大勢だからという話なんですけど、市外だけを認めようかという話はしたんですけど、市内は認めないという方向であのときはそういう話だったと思っているんです。

江西委員： 市外は認めるということになって、今、県外しか認めないという状態になっていますが。

横野部会長： 県外しか認めないというのを、市外も認めてほしいとあったのでというつもりで言ったんです。

江西委員： となると、この文章的にも、市内が広域であることからという表現であることから、市外を認めるというのは、読んだ人が、読んだらミスプリントかなと思うような話だと思うので。

横野部会長： 市内が広いからと。

吉田委員： 富山市内も認める、富山市外も認めると、両方の意見があったと、ふたつにされたらいいんじゃないですか。

江西委員： 両方認めるというところで。少数意見なわけですから。

横野部会長： 少数意見ですか。分かりました。あり方検討会の方で、また検討していただきます。あとは、書いてあるとおりであります。

最後の人件費のところ、これについては、結果的に意見としていろいろありますが、全額支出か、按分支出かについて結論が出ず、研究課題として、あり方検討会にという思いであります。一応、結果的に考え方としては、人件費について全額支給の道も残しながら、そのあたり、逆に言えば、会派で適正な対応をするというような形に。そういった表現にすればいいという、大多数の意見があったので、そういう表現に直せばと思うんですが、どうでしょうか。

松尾委員： 前回、この話が出ていたと思いますが、自分の調べる中で、公務の補助は

認められていないんですね。例えば、この会議が行われました、そういった中でも補助は認められていないんです。あくまで、政務活動、調査研究といったことを考えると、100%認めるということは、まず有り得ないだろうと思います。そのへんの按分については、あり方検討会の方で検討していただければと思います。どのような按分率にするかということは検討の余地がありますけども、やはり認められない部分は認められないということで、そこらへんはしっかりと、基準といいますか、明確にするべきだと思います。

横野部会長： 今、公務の話で結果的に、例えば議会開催中とか、議会の案内とか、委員会の案内を事務員がFAX入れるとか、こういうものは、裏を返せば、政務活動ではなくて公務活動なんですよ。要するに、議会開催中に事務員が、議員のところにFAX入れたり、この調査をしてほしいと事務員にお願いしたやつが、政務活動ではないという、裏を返せば、そういった議会のことをやることも、本来は事務員の仕事ではないという意見もあるんです。ただし、議員として、議会は一番大事なことから、そのことの公務については、政務活動と見なすべきではなかろうかと、そのことまで線を引いてしまったら、事務員の立場上、何もなくなっていくんじゃないかと、政務だけと厳密に言われてしまったら、残るものはない、一部、公務みたいなものも認めていかないといけないんじゃないかというご意見もあるんですね。

そのあたりの考え方を、逆に言えば、決め決めだから決め、決め決めだからだめ、という意見もあるんですけども、会派の事務員については、逆に、裏を返せば、議員個人が事務員を雇うことは止める、だめにしましたので、会派にしか事務員がいない。そうなれば、議会関係の公務も含めて、一部、事務員にやってもらうことも費用としてみましょうということで行くと、何となく全額みてもいいのかなという思いもあるんです。

今、松尾委員がおっしゃったことも、分からなくてもないんで、そのあたり、村石委員どうですか。

村石委員： 言われることは分からないでもないですけど、政務活動と議会活動というのは、切り離すことはできないんですよ。政務活動をして、原稿を書いて、議会で質問をして、答弁をもらう、これは切り離すことはできないということと、議会開催中といえども、市民の人が傍聴に来て、その後いろんな意見を言いに来られるということもある、政務活動の領収書とか、いろんな仕事も、議会中であろうとするわけですよ。一般の流れとしてね。だから、領収書をもってきたら処理したりするわけですよ。

そんな簡単に切り分けることはできないので、会派職員の人件費については、100%政務活動費として認めるべき。ただ、一般的に言われている後援会活動とか、政党活動とか、選挙活動とか、そういうところをやってはいけないと明確にしておけば、100%支出していいと思います。

松尾委員： 村石委員がおっしゃられたとおりで、切り離すことなど絶対にできません。だからこそ、しっかりと明確に、富山市は按分という形で、基準というものを設けるべきだと、他のどの都市からも、誰からも指摘されることのないよう、しっかりと切り分けているんですということを明確にするべきじゃ

ないかなと思います。

大島委員： 松尾委員と鋪田委員の方から、判例のご指摘がありました。判例の事例を事務局が検討されたかどうか、最高裁で確定判決が出ているのかどうかというのを知りたいのですが、判例がこうだからこうしましたという裏付けがほしいというふうに思っております。

横野部会長： はい。判例については、また確認します。今の段階ではちょっと。

大島委員： 調査していらっしゃるのです。鋪田委員が、判例について、随分おっしゃられたので、具体的にどういう判例が出ているのか、もし分かればお願いします。

鋪田委員： 私としては、まだ按分という考えまでには至っていないのですが、問題提起として、政党活動と後援会活動と選挙活動はもともと除外されているんだけど、公務も、一応、政務活動ではないということをお願いしたかったんです。ただ、不可分のところが当然あるので、今のところ特定の按分率を適用するというのは、なかなか難しいだろうと思っています。

例えば、ある県で住民監査請求があって、議員の公務の秘書活動に公費を充てることができるのは、国会議員だけであると示されていることから、そこは留意しておく必要があると聞いたので。私どもの会派としてはそれを直ちに按分率を適用するとか、そういうところまでは至っていない、ということなんです。

江西委員： 議論と判例はぜんぜん違うと思うんです。前は、判例と聞いたもんですから。どこかにそういう判例があるのかなと、気になっていたんです。そうではないということですか。

鋪田委員： 判例という言い方はちょっとしたとか、もしかしたら議事録に残っていたとしたら、申し訳ないんですが、住民監査請求の中で、そういった事例が散見されたので、そのリスクはこれから考えなければいけないね、検討しなければならないねという意味での発言で。

江西委員： 意見があるということですか。

鋪田委員： そうです。最高裁の判例ではないです。

吉田委員： 議論を聞いていまして、政治活動、政党活動、後援会活動、議員の秘書活動というものは絶対に認めないと、明確にするのはさらに議論があるところですから、部会長が言われたように、100%認めるか、按分するかという方向で検討するというのは、研究課題としてはいいと思います。

尾上委員： 最高裁までいっているかどうかまでは分からないんですが、大島委員も持っておられた、こんな本があって、これの中に書いてあることを見ると、松尾委員の言っておられるとおりで、絶対に政務活動だけやっているわけではないから、全額を政務活動費から払うのは、おかしいですよというような、

判例は出ております。最高裁かどうかは、これを読んでいても分からないんですが。

江西委員： どこの裁判所か書いてないんですか。

尾上委員： 最高裁までいっているかどうかまで分からないけど。

江西委員： 本当に判例なんですか。

尾上委員： 判例というふうに書いてあるよ。すみません、よく見ると、福岡高裁と書いてありました。福岡高等裁判所の判決で、平成24年1月31日に、政務活動だけでやっているわけではないから、全額を政務活動費で使うことはおかしいと書いてあります。私は、法律家ではありませんので、細かいことまでは分かりませんが。

後藤次長： 今、見ていらっしゃった本は、確かに、複数例が出ております。その前提としましては、一例が、議会開会中にアルバイトとして雇った場合、アルバイト職員に対して政務活動費を充てるのは違法であると。議会の開催のためには。

もうひとつの事例としましては、前提として、ある県議会の会派で、その方が唯一の議員で、特殊な環境の中で議員活動をせざるを得ないとか、公務をせざるを得ないとか、いろんな活動をせざるを得ないという環境下での判決のように見受けられます。

富山市のような状況の中でというのは、私もちょっと調べきれておりません。今のところ、そんな状況でございます。これは、おっしゃるように最高裁の判例ではございません。

松尾委員： 判例は、また調査するべきだと思いますが、判例云々というよりも、そういう声がある、話があるということであれば、そういった基準に、富山市としては合わせるべきだと思います。その中で、自分達で調べた、按分率をしっかりと。

横野部会長： 松尾委員の言われる按分率とは、どの程度のものだと思っておられますか。按分率と言われても、按分率の考え方によっては、どの程度の按分率なのかというのもあるんですよ。按分率と言われると、結論の出しようのない、結果的にはね。

そうすると、雇用条件の中で、雇用する中で、やはり政務活動費として、100%でいきますので、それ以外のことはやめてくださいと、例えばですよ。それは、雇用に明確に出すと言っても難しいので、そのあたり、現段階では100%の支出は認めるけども、それぞれの会派によって、対応をしてもらうというので、どうだろうかと思うんですが。その按分率までいっちゃうと、ちょっと決めの率の意味合いが、ちょっと取れないです。

松尾委員： 千葉市だったか、ちょっと覚えがないんですが、3/4だとか、1/2だとか、他都市もいろいろやっておられるみたいですけど、結局は、こちらで決めることにはなると思うんですが、会派の控室の事務員と、個人で外に

雇用している事務員と、ぜんぜん違うものですから、自分の中では3/4だとか。そんな1/2にする必要はないなという思いも、個人的にあります。

尾上委員： 結局、客観的に分けることはできないので、議会開会中の日数を計算したりして、当てはめるしかないだろうと思うんですが。なかなか少数会派になると、事務員を雇うことが、自腹で負担しなくてはならないとなると、雇いにくくなってきます。こうだったら100%支出できるという資料があれば、そのとおりに事務員に動いてもらえばいいわけですから、そうしていただくと、私はありがたいなというふうに思います。そういうことができるのかどうか、私も分からないままに言っているんですが、それを守らせることができるかどうかということもあるんだと思います。100%支出できるように、目指していただければと思います。

大島委員： 会派加算があったときであれば、公務とか政党活動だとかをさせていたのではないかということも言いたいわけですが、それが無くなった今、皆さんで出し合って政務活動費の中から事務処理とか、きちっとやっていただくとか、議員のアシスタントとか、サポートしていただくということであれば、これは全額認めるべきだと思っております。福岡高裁のアルバイトの事例、判決については、おそらく議会開催中だけで、多額の政務活動費をアルバイトに身内で払ったとかいう、特殊なケースであったかもしれません。その事件の内容を少し検討しながら、今は人件費は区別できないので、会派控室の中で勤務される場合については、きちっとした雇用条件を確保しながら、全額認めてスタートするというのが現実的ではないかなと思っております。

横野部会長： 皆様のご意見がいろいろ出ましたので、あり方検討会の方へは、全額支給の道も残しながら、それぞれ会派の適正な対応に対して検討するという形で、出そうと思っているんですが、どうですか。

鋪田委員： 100%の道も残しながらというのではなくて、充当率100%でいいと思うんですが、公務の支援業務については研究課題とする、ぐらいじゃないかと思えますね。

横野部会長： 分かりました。では、そういう文章に直します。研究課題とする、なかなか難しいですけど、そういう形で。大変、申し訳ございませんが、ここで、11時まで休憩させていただいて、その後、情報公開に関する同意書についての相談と、按分の条例改正の分野を、やりたいと思います。(10:50)

(11:00)

横野部会長： それでは引き続き、会議を進めたいと思います。お手元にあります、富山市議会政務活動費の交付に関する条例の改正についてを見てください。前回、合意しました広報広聴費の問題と、会議費のところ、団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費、このあたりを現行規定はこういう形になっていますが、ここを削除するというので、追加の確認です。会計帳簿については、第9条第4項に、会計帳簿を加えるということ条例で改正したいと、3点の条例改正だと思っておりますので、よろしくお願いたします。それで、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： 次に、右側のページの、付帯意見として提出しますが、政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティ制の検討について、あり方検討会の方へ出したいと思っております。

政務活動費の交付方法等に係る検討ということで、完全後払い制への移行、個人払い又は併用払いへの移行、現行月額15万円の見直し、交付等の運用（案）について市民の意見を聞く場の設置、こういったことについて、あり方検討会の方へ作業部会として出したいと思っております。

政務活動費の審査に係る第三者機関のあり方の検討について、費用負担で政務活動費での支出の適否、議員報酬での支出を検討するという意見もありました。設置主体で、会派側に設置という現行スキーム及び設置そのものについての再検討というご意見もありましたので、これを出しておこうと思っております。

政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討について、ということでそういったものを付け加える思いであります。他に何か付け加えたいご意見等、これも入れてほしいというご意見があれば、お伺いします。

村石委員： いわゆる、こういう報告書を、あり方検討会に提出するわけですね。私は、前文、要するに鑑文というか、その文が大事だと思うので、付けた方がいいと思うんですが。そういうのは、今、案がないんですね。

横野部会長： 作業部会として、作業部会ですから、作業部会の意味から言えば、皆さんの意見を聞いた上で、その意見をあり方検討会へもっていくという部分があるから、頭の部分まで作って、趣きを持ったものにするまではいかないのかなと内心思っているんですが。

村石委員： 私の意見ですけど、なぜ、この作業部会が始まったかという原点は、不正請求とか、不適切請求があったからこそ、こういう作業をしなければならなくなっただけですね。

横野部会長： それを承知の上で、作業部会をやっているわけです。それを、敢えて前文にもってくるということについては、必要はないと思っております。

高田委員： あり方検討会の方で話し合われて、作業部会を作って、そこでやりなさいよという、ひとつの意見が出て、立ち上がったという経緯だと思うんですが。だから、敢えて前文とかではなくて、それを返すというのが、うちの仕事だと思います。

村石委員： 事が事なので、要するに、4500万円を超える政務活動費が、不正に使われたという不適切に使われたという、そういう重みを考えると、作業部会としてのどういう思いで、こういう作業部会をして、作ったのかというものが、前文として付けた方が重みがあるのではないかと、私の意見ですね。

大島委員： 村石委員の気持ちはよく分かりますが、私も気持ちは賛成しますが、それ

を具体的に今、決めるとなると、もう1回2回、作業部会をやらないと進めないの、あり方検討会からの、ワーキングチームというか下請け作業ですから、ぜひ、交付の条例改正の提案理由の中に入れていただくような、お願いをしていただきたいと思います。提案理由の説明の中から、こういう不正があって、こういう作業を経て、あり方検討会でまとめてというようなことを、議事録に残るように、おっしゃっていただくということで、お願いできないかなと私は思っています。

横野部会長： 条例改正を提案するときに、そういった文言を提案理由の中に申し添えて、今回の条例改正はこういう経過に至ったために、この条例を改正するという主旨の文章を入れたほうがいいというご意見ですね。他に、ご意見ありますか。

金井委員： 日本維新の会として、あり方検討会には委員として出席できないので、この場をお借りして、維新の政務活動費の方針をふたつ述べさせていただきます。まず、第三者機関の設置について、我々新人議員の補選が行われている間、議長、副議長を除く、24人の議員の下で、11月2日の第5回あり方検討会で、この決定がなされたことについて、疑問を抱いております。公認会計士など有識者では、我が会派の第三者機関というのはあくまでも市民であり、公認会計士等有識者ではありません。公開することの仕組みを、あるいは仕組み作りを行えば、第三者機関の設置は不要であり、有償の機関は避けるべきであると考えます。我が会派は、政務活動費については、公約どおり、少なくとも制度が整うまではゼロ申請をしており、その上で、第三者機関設置に関係する費用も待遇負担を強いられるということは納得のいかないところであります。

ふたつめ、完全後払い制について、条例では会派支払いになっていますが、会派支払いが使い切り意識や不正を助長しました。不正事案のほとんどが、個人の活動であることから、個人が直接請求することは、一番簡素であり、明確な請求、明確な責任になると思慮するものであります。個人支給と会派代表支給、それと月極めの請求がいいと思います。現行の提案が、実質後払いと言われますが、なぜもう一步、前の段階なのか、もう一步踏み込んで完全後払い制に進めるべきであると、長期間の立替えの懸念については、異なる方法を考えて対処すればいいと考えます。あり方検討会へ私どもは出席できないので、この場を借りて、日本維新の会はこの部会で感じたことを述べさせていただきます。

吉田委員： 3番の基本問題のところ、維新さんの主張もありますし、ここでは議論にならないですが、残念ながら辞職された元議員が再出馬されるという中で、4月の選挙で、政務活動費の問題が大きなぼろ隠しにみじくもされているということで、やはり議員だけで決めないということ、あり方検討会の下における作業部会は4月以降も、新しい議員構成の下でも継続すべきだと、引き続き継続すべきだと主張したいと思えます。

大島委員： 日本維新の会さんに賛同で、11月2日に我々が選挙をしている間に、第三者機関の設置と仕組みが決まったという、非常に疑問というか憤りを感じております。ですから、今回我々が決めたことでも、4月の選挙で新しい方

が出てきたら、運用をやりますが、できるだけ、早い時期にもう一度見直す、そういうことをぜひしていただきたいという思いがあります。お伝えしておきます。

高田委員： 今ほど、大島委員、金井委員が言われたことに対してなんですが、当時、私は自民党の幹事長をしておりまして、改革を早く一歩でも進めたいという思い、そうした中で、市民の声いろいろ届きました。そうした中で、早く改革を目指す委員会を設置してほしいという要望が強くありました。皆さん方が補欠であることも、心がけながら見えていたんですが、そうしたことも踏まえながら、早く新しい改革を進めたいという思いであって、決してないがしろとかの意味でやったわけではないということだけ、ご理解いただきたいと思います。4月になれば、新しい方々も含めて、叩き台にしながら、改革のほうも進めていきたいということで、作業部会は皆さんが全部入っておられるわけで、今のような意見を出して、部会長がしっかり届けられると思いますので、その点だけご理解をいただきたいと思います。

横野部会長： 他に、よろしいですか。一応、今、言われたことを踏まえて、若干文章表現をちょっと直して、皆さんのご意見をひとつでも書き加えて、あり方検討会の方へ出したいと思いますので、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： あり方検討会へ出す素案については、一応、こちらの方でまとめますので、まとめたものを各委員のテーブルの上に置いた上で、やっていきたいと思っています。政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入について、当局、事務局側から説明したいということなので、皆さんに資料をお配りして、説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

横山庶務課長： お手元の配付の資料をご覧ください。前々回、第4回の部会（1月10日）で提案しました、情報公開確認書（同意書）についてですが、議員さん方は情報公開について、なじみがない事務ですので、やはり理解しにくいところがあったのではないかと考えております。そこで、今回は、本市の情報公開制度における個人情報の取り扱いについて、全体的なイメージをもってもらうために、資料を作成しました。

お手元に配付の資料をご覧ください。本市が保存する公文書については、公開が原則となっております。よって、図の左側にありますように、公文書の中の大部分の情報は公開となります。一方、個人情報は、条例上原則、非公開となります。例えば、図の右側にありますように、個人の氏名、住所、電話番号などは、黒塗りをいたします。ただし、個人情報の中には、条例上例外的に公開扱いされるものがあります。

1つには、公務員等の情報、例えば、議員及び職員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分でございます。

2つには、公にされ、又は公にすることが予定されている情報、例えば、本市議会であれば、ホームページに掲載している議員の住所、自宅電話番号、生年月日、顔写真などでございます。

また、この規定の趣旨に基づいて、これまで非公開としてきた以下の4つの情報について、新年度から公開とすることにしております。

- ① 町内会長、自治振興会長等の氏名及び住所
- ② 研修会等の講師の氏名、肩書、写真及び略歴
- ③ 視察先等から入手した説明資料等における担当者等の氏名及び肩書
- ④ レシートにおける担当者の氏名、印影及び社員コード

この取り扱いの変更は、これまで条例をそのまま素直に解釈して運用してきたものについて、情報公開条例の制度の趣旨と政活費の透明性の向上の観点から、もっと公開範囲を広くできないか検討した結果、取り扱いを改めるもので、条例を逸脱するものではありません。

次に(3)は前々回議員さん方にご提案しました、本人の同意に基づき、公開とする情報でございます。4項目を挙げておりますが、前々回、プライバシー侵害の可能性が高いという指摘があった、携帯電話の番号とメールアドレスについては、削除しました。今回、これに変えまして、3番目に議員と取引はあるが、個人事業主ではない個人の氏名、住所等、4番目に視察行程表の旅行代理店や視察先の担当者の氏名を加えております。これらが、個人情報の中の当該個人から取得する同意書の対象となります。一方、領収書などの作成者である法人などからは、領収書などの書類全体をネット公開することについて、包括的に確認を取っていただくこととなります。補足の説明は以上です。

横野部会長： この提案については、あり方検討会の方へ提出しようと思っております。ただ、同意を取ることが前提となってくると、行くところ行くところに同意書を持ち歩きしなければならない、そのあたりのことも含めて、視察へ行ったときに相手の同意を取って来なければならないという話になるものですから、そのあたりの同意の取り方は非常に雑駁になりがちなので、氏名を公表してもいいですかと口頭で確認するのも方法かと思いつながら、個人情報の公開からいくと、同意を取る方が間違い無いだろうというのが、思いなんです。ただ、これを必ずこうしなさいとするのかどうかということなので、そのあたり、あり方検討会で検討していただこうと思っているんですが、どうでしょうか。

参加委員： 異議なし。

大島委員： 印影について、公開をやるということですが、全部鮮明に出した場合の、偽造の犯罪の恐れは無いのか、非常に心配なんですけど、最近では一部デジタル加工して、少し分からないようにするとか、引落としの金融コードも、下4桁を消すとか、社員コードとかも、全部必要なのか一部加工することは事務的に手間なのかどうか、ご検討いただきたいのですが、印影が銀行とかいろんな所で使われるものを、簡単に偽装できる時代なので、その犯罪の防止ということで、大丈夫なのかどうか、事務局に少しお聞きしたいのですが。

村石委員： 前回だったと思うんですけど、大津市議会は、原則全て印影も公開しているんですね。そのときに、どういう不都合が生じているのかも、調べてくださいと発言した覚えがあるので、同じことを考えて事務局へお願いします。

吉田委員： 関連ですが、レシートというものは領収書と読替えた場合に、担当者氏名、印影はまだしも、社員コードというのが出ている、個人事業主でない個人の氏名、住所とか、領収書と考えた場合に、個人の住所まではちょっと堪らんかなと。

横野部会長： 事務局、どうですか。そのあたり、調査して。

横山庶務課長： まず1点目、担当者の印影などについて、デジタル加工して出した方が、犯罪防止の観点から良いのではないかとということでございました。事務局としましては、このレシートにおけるこういった情報につきましては、スーパーなどが代表的だと思いますが、大量に来るお客さんへ出しているということ、そのレシートが、見ておりますと、無造作に捨てられているという実態もございまして、大量に反復されて発行されているものにつきましては、もともと公にされている情報として、取り扱ってもいいのではないかとというふうに捉えておりました。そのことから、これについては、黒塗りをしないというふうな判断に至ったものでございます。社員コードについても、同じような判断でございます。

二つ目にございました大津市のマスキングの取扱いにつきましては、大津市議会の方の担当の方に、電話で聞き取りをいたしました。村石委員さんが言われたとおり、大津市議会では、領収書の担当者印について黒塗りをしておりません。その理由について確認をしたところ、領収書の担当者印につきましては、誰でも知ろうとすれば、その会社に見積書などを取れば、簡単に取得することができるので、そういったものについては、非公開情報として捉えていない、というようなこととございました。要は、大津市の情報公開条例においても、富山市と同様に、公にされ、公にすることが予定されている情報については、例外的に公開という条文がございますので、これに該当するような情報であるという解釈で出したのであろうと思っております。そういうようなことで、大津市の方では、担当者印については、していないということとございました。

村石委員： 良くなった点は、町内会長、自治振興会長等、おそらく公民館長も入ると思うんですが、公民館を使って市政報告会をして、会場費を払っても、誰が受け取ったかというのは黒塗りなんです。それが、ちゃんと氏名が出る、役職も出る、ハンコも出るんですか。非常にこれは前より、進んだことになるのではないかと思います。これは意見です。質問は、同意書の対応ということで、同意書を取るときに、発注するときに、その都度取るのか、あるいは事業主と会派が、1年間分、会社として同意しますと、担当者が変わっても会社として、担当する人も複数含めて、1年間同意するのか、ということはあると思うので、私とすれば、基本的には、1年間同意しますとした方がいいと思います。どうでしょうか。

横山庶務課長： 公民館長のお話がでましたが、町内会長、自治振興会長の言葉の後に、「等」と入れておりますが、ここに公民館長は含めているというようなことで考えております。2点目、会社として話をする中で、1年間、包括的に同意しますと、確認しますというふうなことのやり方につきましては、議員さんと当該の会社、団体との間で、そのような合意ができれば差し支えないも

のと考えております。

横野部会長： よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 結果的に、同意書を取ることにについては、あり方検討会の方へ出したいと思っておりますので、作業部会とすれば、事務局提案で、こういう話がありましたという形で、一応、出すつもりでおります。それで、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、一応、今ほどあった意見等踏まえて、5番までありますが、6番、7番に文言を追加したもので、あり方検討会の正・副座長へ提出したいと思っておりますが、私と事務局の方でまとめさせていただいて、報告することで、ご了解いただけますでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： よろしいですか。そうしたら、部会長に一任いただいたものとした上で、一部訂正をした上で、案として、午後4時に正・副議長応接室において、あり方検討会の村上座長と佐藤副座長に、部会からの報告を提出したいと思っておりますが、それでよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、第6回をもちまして、作業部会を終わりたいと思っておりますが、長い間、ありがとうございました。この後、あり方検討会で、またいろいろ検討していただくことで、皆さんからご意見をいただければ、よろしいかと思っておりますので、そういった形で進めたいと思っております。本日は、ご苦労様でした。

横野部会長： ごめんなさい。ひとつ抜けておりました。様式等については、前回お渡しした様式で、様式の中身については4月までに細かく詰めますので、ある程度詰めていきますから、それはあり方検討会に出します。